# ストレスチェック制度について

#### 1 ストレスチェック制度創設の背景

近年、仕事や職業生活に関する強いストレス等が原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者が、増加傾向にあり、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することは重要な課題となっています。

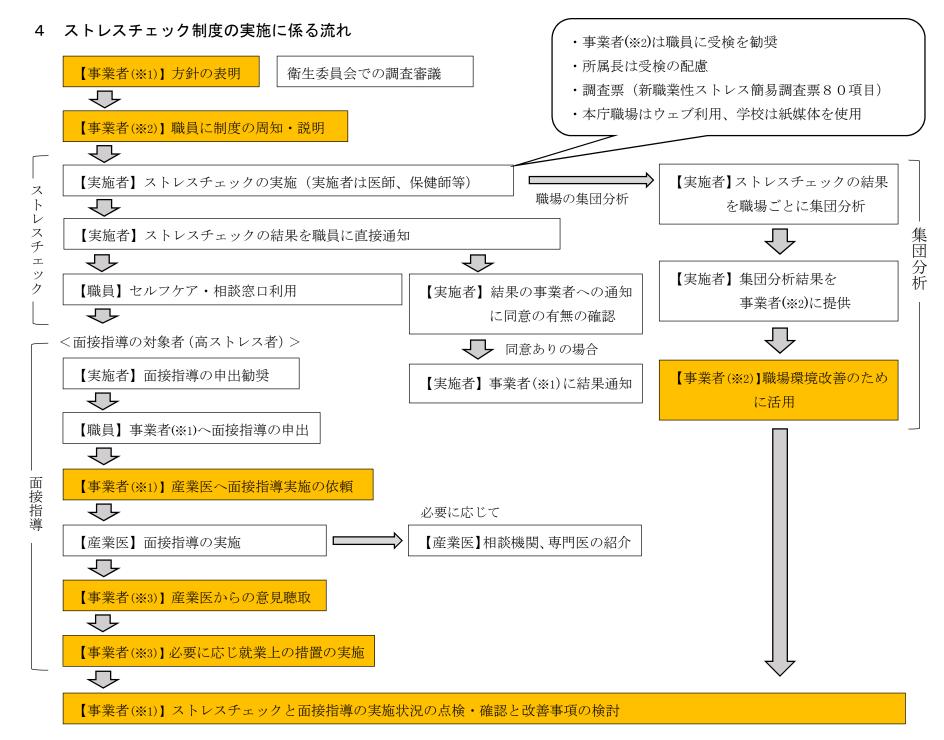
こうした背景を踏まえ、平成26年6月25日に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成26年法律第82号)により、心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)及びその結果に基づく面接指導の実施等を内容とした「ストレスチェック制度」が新たに創設されました(平成27年12月1日施行)。

#### 2 ストレスチェック制度の目的

- (1) 一次予防を主な目的とする(労働者のメンタルヘルス不調の未然防止)
- (2) 労働者自身のストレスへの気づきを促す
- (3) ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる

#### 3 ストレスチェック制度の特徴

- (1) 常時使用する労働者に対して、医師、保健師等を実施者としてストレスチェックを実施することが事業者の義務となること
- (2)検査の結果は、検査を実施した医師、保健師等から直接本人に通知され、本人の同意なく事業者に提供することは禁止される
- (3)検査の結果、一定の要件に該当する<u>労働者から申出があった場合、医師による面接指導を実施すること</u>が事業主の義務となります。また、申出を理由とする不利益な取扱いは禁止されること
- (4) 面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置を講じることが事業者の義務となること



- ※1 教育委員会勤労課
- ※2 教育委員会勤労課、各所属長
- ※3 教育委員会勤労課、各所属長、人事部門(庶務課·教職員課)

### 労働安全衛生法 (抜粋)

発令:昭和47年6月8日法律第57号

最終改正:平成27年5月7日号外法律第17号

改正内容:平成26年6月25日号外法律第82号[平成27年12月1日]

(心理的な負担の程度を把握するための検査等)

第六十六条の十 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「医師等」という。)による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により行う検査を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該検査を行つた医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、当該医師等は、あらかじめ当該検査を受けた労働者の同意を得ないで、当該労働者の検査の結果を事業者に提供してはならない。
- 3 事業者は、前項の規定による通知を受けた労働者であつて、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当するものが医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、当該申出をした労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。この場合において、事業者は、労働者が当該申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならない。
- 5 事業者は、第三項の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならない。
- 6 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該 労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の 減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働 時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。
- 7 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 8 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。
- 9 国は、心理的な負担の程度が労働者の健康の保持に及ぼす影響に関する医師等に対する研修を実施するよう努めるとともに、第二項の規定により通知された検査の結果を利用する労働者に対する健康相談の実施その他の当該労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 労働安全衛生規則 (抜粋)

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日号外労働省令第32号)

最終改正: 平成28年2月24日号外厚生労働省令第24号

改正内容: 平成28年2月24日号外厚生労働省令第24号[平成28年2月24日]

第一節の四 心理的な負担の程度を把握するための検査等

(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施方法)

- 第五十二条の九 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について法第 六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(以下この節において「検査」という。)を 行わなければならない。
  - ー 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
  - 二 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
  - 三 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

(検査の実施者等)

- 第五十二条の十 法第六十六条の十第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者(以下この節において「医師等」という。)とする。
  - 一 医師
  - 二 保健師
  - 三 検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了した看護師又は精神保 健福祉士
- 2 検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならない。

(検査結果等の記録の作成等)

第五十二条の十一 事業者は、第五十二条の十三第二項に規定する場合を除き、検査を行つた医師等による当該検査 の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われ るよう、必要な措置を講じなければならない。

(検査結果の通知)

第五十二条の十二 事業者は、検査を受けた労働者に対し、当該検査を行つた医師等から、遅滞なく、当該検査の結果 が通知されるようにしなければならない。

(労働者の同意の取得等)

- 第五十二条の十三 法第六十六条の十第二項後段の規定による労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によらなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により検査を受けた労働者の同意を得て、当該検査を行つた医師等から当該労働者の検査の 結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果に基づき、当該検査の結果の記録を作成して、これを五年間保存しな ければならない。

(検査結果の集団ごとの分析等)

- 第五十二条の十四 事業者は、検査を行つた場合は、当該検査を行つた医師等に、当該検査の結果を当該事業場の当該部署に所属する労働者の集団その他の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、前項の分析の結果を勘案し、その必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、当該 集団の労働者の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。 (面接指導の対象となる労働者の要件)
- 第五十二条の十五 法第六十六条の十第三項の厚生労働省令で定める要件は、検査の結果、心理的な負担の程度が 高い者であつて、同項に規定する面接指導(以下この節において「面接指導」という。)を受ける必要があると当該検査 を行つた医師等が認めたものであることとする。

(面接指導の実施方法等)

- 第五十二条の十六 法第六十六条の十第三項の規定による申出(以下この条及び次条において「申出」という。)は、前条の要件に該当する労働者が検査の結果の通知を受けた後、遅滞なく行うものとする。
- 2 事業者は、前条の要件に該当する労働者から申出があつたときは、遅滞なく、面接指導を行わなければならない。
- 3 検査を行つた医師等は、前条の要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう勧奨することができる。 (面接指導における確認事項)
- 第五十二条の十七 医師は、面接指導を行うに当たつては、申出を行つた労働者に対し、第五十二条の九各号に掲げる 事項のほか、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 当該労働者の勤務の状況
- 二 当該労働者の心理的な負担の状況
- 三 前号に掲げるもののほか、当該労働者の心身の状況

(面接指導結果の記録の作成)

- 第五十二条の十八 事業者は、面接指導の結果に基づき、当該面接指導の結果の記録を作成して、これを五年間保存しなければならない。
- 2 前項の記録は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。
  - 一 実施年月日
  - 二 当該労働者の氏名
  - 三 面接指導を行つた医師の氏名
  - 四 法第六十六条の十第五項の規定による医師の意見

(面接指導の結果についての医師からの意見聴取)

第五十二条の十九 面接指導の結果に基づく法第六十六条の十第五項の規定による医師からの意見聴取は、面接指導が行われた後、遅滞なく行わなければならない。

(指針の公表)

- 第五十二条の二十 第二十四条の規定は、法第六十六条の十第七項の規定による指針の公表について準用する。 (検査及び面接指導結果の報告)
- 第五十二条の二十一 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期に、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第六号の二)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

# 新職業性ストレス簡易調査票(全80項目)

A. あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○をつけてください。

	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
3. 一生懸命働かなければならない	1	2	3	4
4. かなり注意を集中する必要がある	1	2	3	4
5. 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ	1	2	3	4
6. 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならな	1	2	3	4
7. からだを大変よく使う仕事だ	1	2	3	4
8. 自分のペースで仕事ができる	1	2	3	4
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる	1	2	3	4
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる	1	2	3	4
11. 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない	1	2	3	4
12. 私の部署内で意見のくい違いがある	1	2	3	4
13. 私の部署と他の部署とはうまが合わない	1	2	3	4
14. 私の職場の雰囲気は友好的である	1	2	3	4
15. 私の職場の作業環境(騒音、照明、温度、換気など)はよくない	1	2	3	4
16. 仕事の内容は自分にあっている	1	2	3	4
17. 働きがいのある仕事だ	1	2	3	4

B. 最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに〇を付けてください。

		ほとんどなかった	ときどきあった	しばしばあった	ほとんどいつもあった
18.	活気がわいてくる	1	2	3	4
19.	元気がいっぱいだ	1	2	3	4
20.	生き生きする	1	2	3	4
21.	怒りを感じる	1	2	3	4
22.	内心腹立たしい	1	2	3	4
23.	イライラしている	1	2	3	4
24.	ひどく疲れた	1	2	3	4
25.		1	2	3	4
26.	だるい	1	2	3	4
27.	気がはりつめている	1	2	3	4
28.	不安だ	1	2	3	4
29.	落着かない	1	2	3	4
30.	ゆううつだ	1	2	3	4
31.	何をするのも面倒だ	1	2	3	4
32.	物事に集中できない	1	2	3	4
33.	気分が晴れない	1	2	3	4
34.	仕事が手につかない	1	2	3	4
35.	悲しいと感じる	1	2	3	4
36.	めまいがする		2	3	4
37.	体のふしぶしが痛む	1	2	3	4
38.	頭が重かったり頭痛がする	1	2	3	4
39.	首筋や肩がこる		2	3	4
40.	腰が痛い	1	2	3	4
41.	目が疲れる	1	2	3	4
42.	動悸や息切れがする	1	2	3	4
43.	胃腸の具合が悪い	1	2	3	4
44.	食欲がない	1	2	3	4
45.	便秘や下痢をする	1	2	3	4
46.	よく眠れない	1	2	3	4

C. あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに $\bigcirc$ を付けてください。

次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか?	非常に	かなり	多少	全くない
47. 上司	1	2	3	4
48. 職場の同僚	1	2	3	4
49. 配偶者、家族、友人等	1	2	3	4
あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになります か?				
50. 上司	1	2	3	4
51. 職場の同僚	1	2	3	4
52. 配偶者、家族、友人等	1	2	3	4
あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらい きいてくれますか?				
53. 上司	1	2	3	4
54. 職場の同僚	1	2	3	4
55. 配偶者、家族、友人等	1	2	3	4
D. 満足度についてうかがいます。最もあてはまるものに○をfo	けけてく	(ださV	١,	
	満足	まあ満足	やや不満足	不満足
56. 仕事に満足だ	1	2	3	4
57. 家庭生活に満足だ	1	2	3	4

### 【以下の調査項目は組織分析に活用するものです。A~D同様に回答をお願いします。】

E. あなた自身のお仕事について、もう少し詳しくうかがいます。最もあてはまるものに ○をつけてください。

		そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
58.	感情面で負担になる仕事だ	1	2	3	4
59.	複数の人からお互いに矛盾したことを要求される	1	2	3	4
60.	自分の職務や責任が何であるか分かっている	1	2	3	4
61.	仕事で自分の長所をのばす機会がある	1	2	3	4

F. あなたが働いている職場についてうかがいます。最もあてはまるものに $\bigcirc$ をつけてください。

		そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
62.	自分の仕事に見合う給料やボーナスをもらっている	1	2	3	4
63.	私は上司からふさわしい評価を受けている	1	2	3	4
64.	職を失う恐れがある	1	2	3	4
65.	上司は、部下が能力を伸ばす機会を持てるように、取り計ら	1	2	3	4
つて	てくれる				
66.	上司は誠実な態度で対応してくれる	1	2	3	4
67.	努力して仕事をすれば、ほめてもらえる	1	2	3	4
68.	失敗しても挽回(ばんかい)するチャンスがある職場だ	1	2	3	4

G.	あなたの働いている会社や組織についてうかがいます。	最もあてはまるものに○をつ
けて	·ください。	

	そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
69. 経営層からの情報は信頼できる	1	2	3	4
70. 職場や仕事で変化があるときには、従業員の意見が聞かれ	1	2	3	4
ている				
71. 一人ひとりの価値観を大事にしてくれる職場だ	1	2	3	4
72. 人事評価の結果について十分な説明がなされている	1	2	3	4
73. 職場では、(正規、非正規、アルバイトなど) いろいろな立	1	2	3	4
場の人が職場の一員として尊重されている				
74. 意欲を引き出したり、キャリアに役立つ教育が行われてい	1	2	3	4
S				
75. 仕事のことを考えているため自分の生活を充実させられな	1	2	3	4
76. 仕事でエネルギーをもらうことで、自分の生活がさらに充実している	1	2	3	4

H. あなたのお仕事の状況や成果についてうかがいます。最もあてはまるものに $\bigcirc$ をつけてください。

		そうだ	まあそうだ	ややちがう	ちがう
77.	職場で自分がいじめにあっている(セクハラ、パワハラを含	1	2	3	4
む)					
78.	私たちの職場では、お互いに理解し認め合っている	1	2	3	4
79.	仕事をしていると、活力がみなぎるように感じる	1	2	3	4
80.	自分の仕事に誇りを感じる	1	2	3	4